



島根県報

平成17年9月20日(火)
号外第90号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

告示

職員の研修に関する事務の受託の廃止

(人事課)

告示

島根県告示第999号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、平成17年9月24日をもって、次に掲げる町の職員の研修に関する事務の受託を廃止するので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年9月20日

島根県知事 澄田信義

町

鹿足郡津和野町

鹿足郡日原町

